

平成 29 年 度

(第 1 回)

定期監査結果報告書

平成 30 年 2 月 6 日

可 児 市 監 査 委 員

## 第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

## 第2 監査の対象部署 部署名および所属は平成 28 年度

- (1) 市長公室（秘書課及び広報課）
- (2) 企画部（総合政策課、財政課及び公有財産経営室）
- (3) 総務部（総務課・選挙管理委員会事務局、防災安全課、管財検査課、市民課、税務課及び収納課）
- (4) 観光経済部（経済政策課、観光交流課及び産業振興課・勤労者総合福祉センター）
- (5) 市民部（地域振興課、人づくり課、環境課、スポーツ振興課及び図書館）
- (6) 健康福祉部（福祉課、高齢福祉課、国保年金課、子育て拠点準備室、こども課、健康増進課及びこども発達支援センターくれよん）
- (7) 建設部（都市計画課、土木課、都市整備課、建築指導課、施設住宅課及び管理用地課）
- (8) 水道部（上下水道料金課、水道課及び下水道課）
- (9) 会計課
- (10) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課・教育研究所、文化財課・郷土歴史館・荒川豊蔵資料館・兼山歴史民俗資料館及び学校給食センター）
- (11) 農業委員会事務局
- (12) 議会事務局議会総務課
- (13) 下恵土連絡所・公民館、平牧連絡所・公民館、桜ヶ丘連絡所・公民館、広見連絡所・公民館及び川合連絡所・公民館
- (14) めぐみ保育園
- (15) 今渡北小学校、帷子小学校、東明小学校、桜ヶ丘小学校、蘇南中学校

以上 53 部署

## 第3 監査の実施期間

平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで

## 第4 監査の対象

平成 28 年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行

## 第5 監査の主眼

地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って、事務事業が法令等に  
従い効率的かつ効果的に執行されているか、また、合理的で適正に執行されているか  
を主眼とした。

## 第6 監査の方法

各課等から、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、内容を審査するとともに、関係職員から説明を受け、あるいは文書又は口頭による質問、その他必要と認める通常の監査手続きにより監査を実施した。

その他に、10万円以上の物品購入、委託及び役務並びに20万円以上の工事を抽出して契約関係書類の内容確認を実施した。

## 第7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に執行されていると認められた。なお、軽微な不備事項については、口頭で指導した。

今後の事務の執行に当たっては、下記の要望事項に留意のうえ、引き続き適正な執行に努められたい。

### 要望事項

1. 債権管理においては、弁護士を活用した債権回収など積極的な取り組みがなされている。今後も、債権管理条例に基づく徴収業務に取り組み、市民負担の公平性の確保を図られたい。
2. 今回認められた事務上の軽微な不備事項については、これが度重なることによって、重大な事案に繋がることも考えられるので、日々の事務において複数職員目でチェックするなど適正な事務処理に努められたい。
3. 指定管理者制度を導入する施設が広がり、民間や団体のノウハウや経験を活かした施設管理が行われ、利用のしやすさ、サービスレベルの向上などの効果が上がっていると感じている。ただし、指定管理後も公共の施設であることに変わりはない。定期的なモニタリングや調整会議等の開催により、法令遵守と経済性、効率性、有効性、公平性が保たれているかを、市の担当課の職責においてしっかりと確認されたい。
4. 職員数の確保はもちろん重要であるが、業務の複雑化・高度化には単に職員数を増やしても十分に対応できないことがあることが予想される。採用が難しい情勢でもあり、職員個々の能力向上、業務技術の承継などに資する職員育成や人事評価に努められたい。
5. 地方自治法の改正により、国が地方公共団体の内部統制を強化していく動きを見せる一方で、他団体での職員の横領・着服などの会計上の不正行為が新聞等で報道されている。本市として、市民からの信頼を損なう不正な行為の実行を可能にしないような統制が行き届く体制を堅持されたい。